

魚津市告示第70号

魚津市創業者支援事業助成金交付要綱の一部改正について
魚津市創業者支援事業助成金交付要綱（令和元年魚津市告示第102号）の
一部を次のように改正する。

令和7年3月24日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条（略） （用語の定義） 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 （１）-（３）（略） （４） 改装工事 事業用設備で店舗等に固定するものの購入及びその工事並びに店舗等に付随する環境整備をいう。 （５）-（８）（略） 第3条・第4条（略） （助成対象経費等） 第5条（略） <u>2 改装助成金又は奨励金の交付対象者のうち、別表第2の加算要件に該当する場合は、前項に定める助成金の額に、同表に掲げる加算額を加えた合計額を助成金の額とする。</u> <u>3 前2項の規定にかかわらず、助成対象経費に対して、国、県その他機関からの補助金の対象となっている経費は、当該助成金の対象経費には含めないものとする。</u> （認定申請） 第6条 助成金の交付の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、あらかじめ、次の各号に掲げる日までに、魚津市創業者支援事業助成金認定申請書（様式第1号）に別表第3に規定する添付書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。 （１）-（３）（略） 2・3（略） 第7条 - 第12条（略） 附 則 1 - 3（略）	第1条（略） （用語の定義） 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 （１）-（３）（略） （４） 改装工事 事業用設備で店舗等に固定するものの購入及びその工事をいう。 （５）-（８）（略） 第3条・第4条（略） （助成対象経費等） 第5条（略） <u>2 前項の規定にかかわらず、助成対象経費に対して、国、県その他機関からの補助金の対象となっている経費は、当該助成金の対象経費には含めないものとする。</u> （認定申請） 第6条 助成金の交付の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、あらかじめ、次の各号に掲げる日までに、魚津市創業者支援事業助成金認定申請書（様式第1号）に別表第2に規定する添付書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。 （１）-（３）（略） 2・3（略） 第7条 - 第12条（略） 附 則 1 - 3（略）

改正後	改正前
(この告示の失効) 4 この告示は、<u>令和10年3月31日</u>限り、その効力を失う。 別表第1(第5条関係) 【別記1】 別表第2(第5条関係) 【別記2】 別表第3(第6条及び第8条関係) 【別記3】 様式第1号 (略) 様式第2号(第6条関係) 【別記4】 様式第3号(第7条関係) 【別記5】 様式第4号 (略) 様式第5号(第9条関係) 【別記6】 様式第6号・様式第7号 (略)	(この告示の失効) 4 この告示は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。 別表第1(第5条関係) 【別記1】 別表第2(第6条及び第8条関係) 【別記3】 様式第1号 (略) 様式第2号(第6条関係) 【別記4】 様式第3号(第7条関係) 【別記5】 様式第4号 (略) 様式第5号(第9条関係) 【別記6】 様式第6号・様式第7号 (略)

別表第 1（第 5 条関係）

助成金の種類	助成対象経費	対象者の区分	助成金の額	助成金 限度額
改装助成金	新規創業にかかる店舗等の改装工事にかかる費用	新規創業者	助成対象経費の <u>2 分の 1</u>	<u>100 万円</u>
奨励金	新規創業にかかる費用	新規創業者	<u>20 万円</u>	
貸店舗賃料助成金	（略）	（略）	（略）	（略）

備考

- 1 （略）
- 2 法人の場合、助成金の額は、営業開始初日における法人の代表者（代表者が複数いる場合にあっては、そのうちのいずれかの者）の年齢によるものとする。
- 3 （略）

別表第 1（第 5 条関係）

助成金の種類	助成対象経費	対象者の区分	助成金の額	助成金限度額
改装助成金	新規創業にかかる店舗等の改装工事にかかる費用	新規創業者	助成対象経費の 3 分の 1	50万円
		特定創業支援等事業による支援を受けている者	助成対象経費の 2 分の 1	75万円
		営業開始初日に40歳未満の者	助成対象経費の 2 分の 1	80万円
		特定創業支援等事業による支援を受けており、かつ、営業開始初日に40歳未満の者	助成対象経費の 3 分の 2	105万円
	上記以外の新規創業にかかる費用	認定申請日の時点で、居住誘導区域内にＵＩＪターンを行った日から 2 年を経過していない40歳未満の者	10万円	
奨励金	新規創業にかかる費用	新規創業者	10万円。ただし、次のいずれかに該当する者は、それぞれ該当番号に定める額を加算する。 1 特定創業支援等事業による支援を受けている者 5 万円 2 営業開始初日に 40歳未満の者 10 万円 3 女性 5 万円 4 認定申請日の時点で、居住誘導区域内にＵＩＪターンを行った日から 2 年を経過していない40歳未満の者 10万円	
貸店舗賃料助成金	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

- 1 (略)
- 2 法人の場合、助成金の額は、営業開始初日における法人の代表者（代表者が複数いる場合にあっては、そのうちのいずれかの者）の年齢及び性別によるものとする。
- 3 (略)

別表第 2（第 5 条関係）

加算要件	加算額	加算限度額
営業開始初日に40歳未満の者が創業する場合	10万円	30万円又は別表第 1 助成金の種類の改装助成金の助成対象経費の合計額に 3 分の 2 を乗じた額から同表の助成金の額を除した額のいずれか低い額
特定創業支援等事業による支援を受けている者が創業する場合	10万円	
認定申請日の時点で、居住誘導区域内に U I J ターンを行った日から 2 年を経過していない40歳未満の者が創業する場合	10万円	

備考

- 1 加算額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 法人の場合、加算額は、営業開始初日における法人の代表者（代表者が複数いる場合にあっては、そのうちのいずれかの者）の年齢によるものとする。

別表第 3（第 6 条及び第 8 条関係）

助成金の種類	認定申請時添付書類	交付申請時添付書類
改装助成金	1 事業計画書 2 魚津中小企業相談所の発行する相談証明書 3 市税等納付状況確認同意書 4 改装工事にかかる見積書の写し 5 工事内容のわかる図面等 6 生年月日がわかる身分証明書の写し 7 戸籍の附票の写し（認定申請日の時点で、居住誘導区域内に「UIターン」を行った日から 2 年を経過していない 40 歳未満の者）	1 助成対象経費に係る請求書及び領収書の写し 2 改装前及び改装後の写真 3 開業届又は商業法人登記事項証明書
奨励金	1 事業計画書 2 魚津中小企業相談所の発行する相談証明書 3 市税等納付状況確認同意書 4 生年月日がわかる身分証明書の写し 5 戸籍の附票の写し（認定申請日の時点で、居住誘導区域内に「UIターン」を行った日から 2 年を経過していない 40 歳未満の者）	営業の事実が確認できる書類
貸店舗賃料助成金	店舗の賃貸借契約書の写し	賃料の支払いを証する書類

備考

- 1 認定申請者は、助成金の種類を選択して申請をするものとする。ただし、改装助成金と奨励金は、いずれか一方しか申請できない。
- 2 同一認定決定事業者に対する助成金の交付は、助成金ごとに 1 回限りとする。

別表第 2（第 6 条及び第 8 条関係）

助成金の種類	認定申請時添付書類	交付申請時添付書類
改装助成金	1 事業計画書 2 魚津中小企業相談所の発行する相談証明書 3 市税等納付状況確認同意書 4 改装工事にかかる見積書の写し 5 工事内容のわかる図面等 6 生年月日がわかる身分証明書の写し 7 戸籍の附票の写し（認定申請日の時点で、居住誘導区域内に「UIターン」を行った日から 2 年を経過していない 40 歳未満の者）	1 助成対象経費に係る請求書及び領収書の写し 2 改装前及び改装後の写真 3 開業届又は商業法人登記事項証明書
奨励金	1 事業計画書 2 魚津中小企業相談所の発行する相談証明書 3 市税等納付状況確認同意書 4 生年月日及び性別がわかる身分証明書の写し 5 戸籍の附票の写し（認定申請日の時点で、居住誘導区域内に「UIターン」を行った日から 2 年を経過していない 40 歳未満の者）	営業の事実が確認できる書類
貸店舗賃料助成金	店舗の賃貸借契約書の写し	賃料の支払いを証する書類

備考

- 1 認定申請者は、助成金の種類を選択して申請をするものとする。ただし、改装助成金と奨励金は、いずれか一方しか申請できない。
- 2 同一認定決定事業者に対する助成金の交付は、助成金ごとに 1 回限りとする。

【別記4】

改正後

様式第2号（第6条関係）

魚津市指令 第 号

住所又は所在地
氏名又は名称

魚津市創業者支援事業助成金認定（不認定）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金について、魚津市創業者支援事業助成金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

- 1 認定します。
- 2 認定しません。
認定しない理由

【別記4】

改正前

様式第2号（第6条関係）

魚津市指令 第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

魚津市創業者支援事業助成金認定（不認定）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金について、魚津市創業者支援事業助成金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

印

- 1 認定します。
- 2 認定しません。
認定しない理由

【別記5】

改正後

様式第3号（第7条関係）

魚津市指令 第 号

住所又は所在地
氏名又は名称

魚津市創業者支援事業助成金認定取消通知書

年 月 日付けで認定決定した助成金について、魚津市創業者支援事業助成金交付要綱第7条第2項の規定により、認定の取消しを行いましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

認定取消の理由

【別記 5】

改正前

様式第 3 号（第 7 条関係）

魚津市指令 第 号

住所又は所在地
氏名又は名称

魚津市創業者支援事業助成金認定取消通知書

年 月 日付けで認定決定した助成金について、魚津市創業者支援事業助成金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、認定の取消しを行いましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

印

認定取消の理由

【別記 6】

改正後

様式第 5 号（第 9 条関係）

魚津市指令 第 号

住所又は所在地
氏名又は名称

魚津市創業者支援事業助成金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のありました魚津市創業者支援事業助成金
については、魚津市創業者支援事業助成金交付要綱第 9 条第 2 項の規定によ
り、交付を決定し、併せて交付額を金 円に確定します。

年 月 日

魚津市長

【別記 6】

改正前

様式第 5 号（第 9 条関係）

魚津市指令 第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

魚津市創業者支援事業助成金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のありました魚津市創業者支援事業助成金
については、魚津市創業者支援事業助成金交付要綱第 9 条第 2 項の規定によ
り、交付を決定し、併せて交付額を金 円に確定します。

年 月 日

魚津市長

印

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の改正規定は、公表の日から施行する。